平成２６年（フ）第２５３８号
東京都江東区北砂５丁目14―６　第２コーポ佐々木203
債務者　平野　秀子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５９９号
東京都江戸川区篠崎町６丁目17―８
債務者　増地智恵子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６０８号
東京都練馬区田柄５丁目25―11
債務者　須藤　一樹
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６３６号
東京都世田谷区千歳台３丁目８―16　ハイツＦ102
債務者　町野　淳一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６５３号
東京都葛飾区堀切４丁目20―５―503
債務者　矢野　一昌
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６８０号
千葉県柏市柏751―10
債務者　秦　貴美子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６８１号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目４―３　プリエ阿佐ヶ谷３番館―１Ｂ
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６８３号
東京都練馬区桜台４丁目８―７―309
債務者　川俣　篤人
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６８８号
東京都大田区仲六郷１丁目57―６―805
債務者　津田　佳子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６９５号
東京都大田区上池台１丁目13―６―206
債務者　神馬　明美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７００号
神奈川県横浜市旭区今宿東町807―10―308
債務者　石田　　強
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０４号
東京都葛飾区水元３丁目６―８―102
債務者　篠木　則雄
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０５号
東京都品川区豊町２丁目12―４
債務者　土屋　絹代（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７１０号
東京都江戸川区松江７丁目３―14
債務者　加藤ゑみ子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７１２号
東京都江戸川区松江５丁目16―７―403　17ノヨネコーポ船堀
債務者　渡辺　哲郎
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部